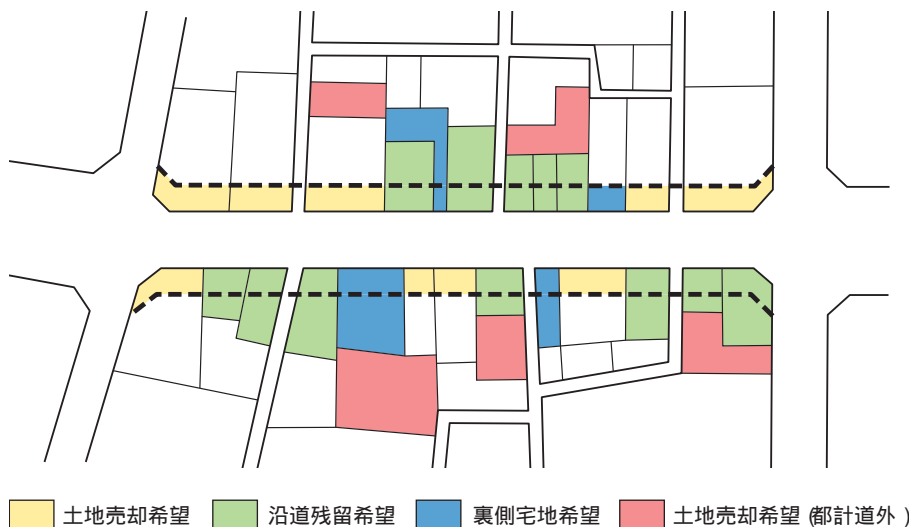


# 沿道街路整備事業による整備のしくみは、次のようになります

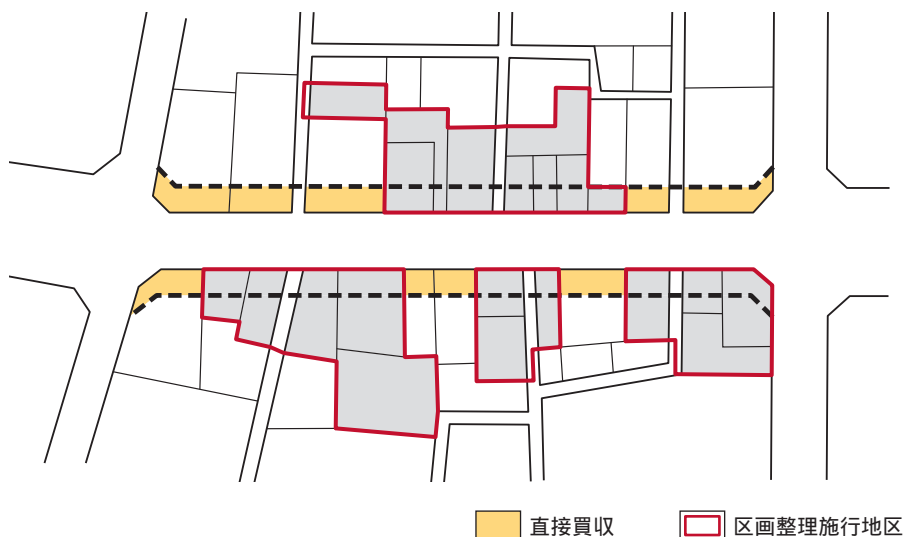
## 沿道地権者の意向

沿道地権者の意向を把握します。この場合、都市計画道路の予定区域内だけでなく、その沿道の区域の地権者の土地売却の意向を把握していくことが重要です。また、都市計画道路にかかる地権者には、街路事業による用地買収（道路用地だけの売却）の希望の有無についても確認していきます。



## 区画整理施行地区の設定

地権者の意向を踏まえて、土地区画整理事業の施行区域と、街路事業による直接買収の区域を設定します。区画整理の区域は、敷地レベルで設定することが可能です。この場合、沿道の区域で売却意向のある土地をどれだけ施行区域に含めることができるかが、重要なポイントとなります。



## 減価買収

密集市街地での都市計画道路の整備ですから、基本的には減価地区となります。区画整理事業の施行者は、施行区域として設定した中で転出（売却）希望者の土地を取得し、道路用地や代替地として活用していきます。

